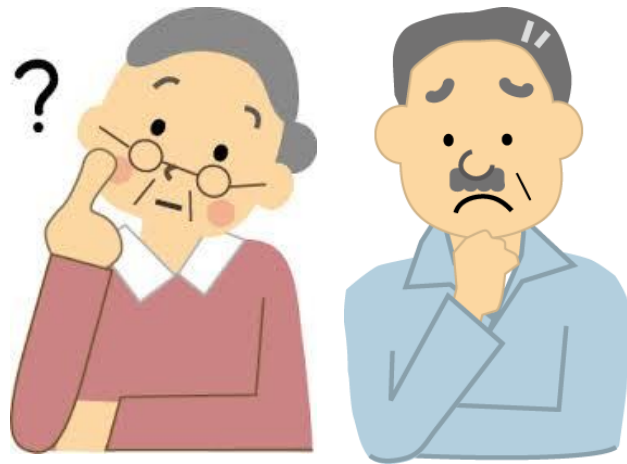


無料

法テラス「相談援助」利用による

高齢者の暮らしに関する法律相談

任意後見制度って？



財産管理が不安・・・

高齢の方、高齢者がいるご家族の方を対象に、成年後見制度、任意後見契約、財産管理契約、その他高齢者の暮らしに関する相談をお受けします。

**相談日や相談場所など、
詳しくは裏面でご確認ください！**



■ 高齢者の暮らしに関する法律相談 ■

日 程： **2018年4月～2019年3月までの毎週火曜日**
午前9時30分～午前11時30分

ただし、年末年始を除く

相談場所：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

相談料金： **30分以内 無料**

予約受付：TEL **045-620-8300**

月・火・木・金 午前9時30分～午後5時

水 午前9時30分～午後7時

土 午前9時30分～午後3時30分

- ◆相談は予約面談制です。まずはお電話でご予約ください。
- ◆先着順となりますので、枠が埋まり次第、締め切らせていただきます。
- ◆本相談は法テラス「相談援助」を利用した相談です。

法テラス相談を同一内容で3回（以上）利用されていますと、相談回数の制限により、本相談をご利用できません。また、収入が一定額以下であることなどの条件がございます。詳しくは相談センターにお問合せください。

◆場所のご案内

神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター

横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2T Sプラザビル4階 ※横浜駅西口より徒歩5分

